

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十一年七月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

◇告示 教育職員免許状の授与

定期補吐査検査

肥料登録の有効期間の更新

国民健康保険条例の変更認可

土地改良事業計画の変更認可

土地改良事業計画の縦覧

指定医療機関の取消

◇正誤 昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号中訂正

免許状の種類

高等学校教諭二級普通 (家庭) 免許状

番 号 氏 名

本籍地

授与年月日

昭三一高二普通第一号 川口 つや子 鳥取市田護寺

昭和三十一年六月一日

昭三一高二普通二号 岩垣 寿子 東伯郡羽合町

七月一日

(家庭実習)

昭三一高二普通三号 本庄 貞子 東郷町

昭三一高二普通四号 出谷 美智子 鳥取市上巻町

高等学校助教諭免許状(家庭) 昭三二高助 第一号 川戸良子 東品治町 昭和三十一年六月五日

(書道) 昭三二高助 第二号 蔵光 工、気高郡青谷町 昭和三十一年七月一日

養護助教諭免許状 昭三一養助 第一号 有本節子 八頭郡河原町 五月二十日

鳥取県告示第三百一十号
鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条の規定による定期種牡畜(めん羊、山羊)検査を次の日程により実施する。

昭和三十一年七月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

検査日程	検査日時	検査場所
八月一日午前九時	午前十一時	気高郡青谷町日置農業協同組合 日置谷
"	午後一時	青谷
八月二日午前九時	"	鹿野町小鷲河
"	午前十一時	鹿野
"	午後一時	気高町浜村家畜市場
八月三日午前九時	"	鳥取市 明治農業協同組合 中の郷
"	午後一時	鳥取市 松保
八月四日午前九時	"	鳥取市 大郷
"	午前十一時	鳥取市 吉岡
八月六日午前九時	"	鳥取市 神戸
"	午前十一時	鳥取市 大和
八月七日午前九時	"	鳥取市 津ノ井
"	午前十一時	鳥取市 美保
八月八日午前九時	"	鳥取市 大岩
"	午前十一時	鳥取市 小田
八月九日午前九時	"	鳥取市 浦富家畜市場
"	午後二時	鳥取市 湖山農業協同組合
八月十日午前九時	"	鳥取市 湖山農業協同組合

八月十二日午前九時	午前十二時	岩美郡 古海 古海家畜市場	宇倍野村農業協同組合
八月十三日午前八時	午後二時	東伯郡 泊村 泊村	浦安家畜市場
"	午後二時	" 松崎 松崎	由良検査場
八月十四日午前八時	午後一時	" 倉吉市 倉吉家畜市場	倉吉家畜市場
"	午後一時	" 東伯郡三朝町門前検査場	旭家畜市場
八月十五日午前十時	午後二時	" 関金町関金 関金町関金	羽合町宇野農業協同組合
八月十六日午前九時	午後二時	" 羽合町宇野農業協同組合	羽合町宇野農業協同組合
八月十七日午前八時	午前十一時	西伯郡名和町御来屋家畜市場	西伯郡名和町御来屋家畜市場
"	午前十一時	" 大山町大山口検査場	大山町大山口検査場
"	午後一時	" 淀江町淀江家畜市場	淀江町淀江家畜市場
八月十八日午前九時	午後一時	米子市勝田町米子	米子市勝田町米子
"	午後三時	西伯郡西伯町法勝寺	西伯郡西伯町法勝寺
"	午後三時	天津農業協同組合	天津農業協同組合
八月二十三日午前十時	午後三時	米子市 賀野	会見町手間農業協同組合
八月二十四日午前十時	午後三時	米子市 大高	米子市 大高
"	午後三時	米子市 弓ヶ浜駅前	米子市 弓ヶ浜駅前
九月四日午前九時	午後一時	八頭郡智頭町智頭農林高校	八頭郡智頭町智頭農林高校
"	午後一時	用瀬町社農業協同組合	用瀬町社農業協同組合
"	午後二時三十分	佐治村佐治	佐治村佐治
"	午後四時	用瀬町大村	用瀬町大村
九月五日午前九時	午前十時	河原町西郷	河原町西郷
"	午前十時	河原町八上農業協同組合	河原町八上農業協同組合
"	正午	河原	河原
九月六日午前九時	午前十一時	船岡町大江	船岡町大江
"	午前十一時	那家町国中	那家町国中
"	午後一時	船岡町船岡家畜市場	船岡町船岡家畜市場
"	午後二時	單農業協同組合	單農業協同組合
九月七日午前九時	午後二時	上私都村福地 田中宗男宅	上私都村福地 田中宗男宅

午前十時 郡家町下私都農業協同組合
三十分
午後一時 郡家町

鳥取県告示第三三二号
肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は次のとおりである。
昭和三十一年七月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)				住所	氏名
		窒素全量	リン全量	酸全量	加里全量		
鳥取県第 四号	五・五菜種油かす	五・五	二・三	一・五		東伯郡羽合町久留三二一	山下 増蔵
第一二号	五・〇	五・〇	二・〇	一・〇		日野郡伯南町大字茶屋三二九五	白根 武治
第一四号	五・一	五・一	二・二	一・〇		根雨町大字浦谷四〇三	谷内 関寿
第一九号	五・三	五・三	二・〇	一・〇		米子市灘町二丁目七五	松本 広雄
第二二号	五・三	五・三	二・三	一・三		東伯郡東伯町徳方五〇六	田中 隆寿
第四〇号	五・二	五・二	二・三	一・三		関令町大字大鳥居六一六ノ一	青木 満雄

第四七号	五・三	五・三	二・五	一・三		倉吉市国分寺三〇二 社農業協同組合組合長理事	藪中 政雄
第四九号	五・三	五・三	二・〇	一・〇		上小鴨農業協同組合組合長理事	石井 為喜
第五二号	五・三	五・三	二・三	一・三		東伯郡赤碕町字光二七五	豊島 順一
第六一号	五・三	五・三	二・三	一・三		三朝町大字本泉二九七ノ二	山崎 孝敬
第六八号	五・三	五・三	二・三	一・三		東郷町大字国信一三五ノ四 東郷農業協同組合組合長理事	益田 安蔵
第六九号	五・三	五・三	二・三	一・三		赤碕町大字赤碕八一〇ノ一	大角 嘉市
第七二号	四・五	四・五	二・〇	一・〇		鳥取市西今在家一九八	田中 操
第八五号	五・三	五・三	二・三	一・三		日野郡石見村三吉五三	中村憲太郎
第八八号	五・三	五・三	二・〇	一・〇		鳥取市行徳三七〇ノ一	藤井 博
第九〇号	五・三	五・三	二・三	一・三		日野郡江府町江尾一九七二	岡田 寛史
第九六号	四・五	四・五	二・〇	一・〇		八頭郡河原町天神原二五六ノ一	坂本 春美
第一〇〇号	四・九	四・九	二・〇	一・〇		用瀬町大字宮原三七ノ一〇	坂本 勝蔵
第一〇八号	五・三	五・三	二・三	一・三		西伯郡岸本町大殿五四三	吉川 岩子
第一〇九号	五・三	五・三	二・三	一・三		鳥取市富安町二一九ノ三	山下 朝治
第一一三号	七・〇	七・〇	四・〇			兵庫県城崎郡香住七三八	岸村 文男
第一一四号	五・〇	五・〇	二・五	一・三		岩美郡岩美町大字岩井三四五	山口はる絵

第一一六号	五・六	五・六	二・三	一・二	西伯郡逢坂村大字塩津八三二	朝倉 潔
第一二〇号	五・三	五・三	二・三	一・三	手間、会見町天万九三七ノ一	吉持 恒
第一二四号	五・三	五・三	二・三	一・〇	気高郡鹿野町字鹿野一六二八	岡田やす子
第一二六号	五・三	五・三	二・〇	一・〇	西伯郡名和町名和九九	森田 広正
第一二七号	四・五	四・五	二・〇	一・〇	米子市蚊屋町二七六ノ二	船越 光子
第一三七号	五・三	五・三	二・三	一・三	西伯郡西伯町大字法勝寺四二一	杉山 重治
第一三九号	五・三	五・三	二・三	一・三	法勝寺農業協同組合組合長理事	田子 範義
第一四七号	五・二	五・二	二・二	一・三	米子市榎原一四一七ノ一	谷本 尙
第一六三号	五・一	五・一	二・〇	一・〇	西伯郡名和町古御堂二六二	金田 政雄
第一六七号	五・三	五・三	二・〇	一・〇	米子市彦名町二三七二	川端 広義

鳥取県告示第三百三十三号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基き条例の変更を次のとおり認可した。

昭和三十一年七月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う町 認可 条例

八頭郡那家町 那家町国民健康保険条例 昭和三十一年六月六日
日野郡伯耆町 伯耆町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料徴収条例 昭和三十一年六月六日

鳥取県告示第三百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、岩井手土地改良区および倅谷土地改良区の土地改良事業計画の変更について、昭和三十一年七月十二日これを認可した。

昭和三十一年七月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第一項の規定により、東伯郡東伯町大字浦安藤吉健治外十四人の者から浦安土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次

のように縦覧に供する。

昭和三十一年七月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

H 土地改良事業計画書の写

II 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年七月十八日から同年八月六日まで

三 縦覧の場所

東伯郡東伯町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

